市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（平成17年３月30日条例第13号）

最終改正:平成21年３月23日条例第11号
改正内容:平成21年３月23日条例第11号

〇市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例
平成17年３月30日条例第13号
改正
平成21年３月23日条例第11号

市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例
（目的）
第１条　この条例は、宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進について市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の建築の際に雨水浸透施設の設置を指導すること等により、地下水の涵養による良好な水循環の保全、雨水の河川への流出抑制及び水資源の有効利用を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　建築主　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第２条第16号に規定する建築主をいう。
（２）　建築物　法第２条第１号に規定する建築物をいう。
（３）　建築　法第２条第13号に規定する建築をいう。
（４）　雨水浸透施設　雨水浸透桝、雨水浸透トレンチ、透水性舗装その他雨水を地下へ浸透させるための施設をいう。
（５）　雨水小型貯留施設　建築物の屋根等に降った雨水を集水し、及び貯留するための小規模な施設をいう。

（市の責務）
第３条　市は、宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２　　市は、宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進について、市民及び事業者の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（市民の責務）
第４条　市民は、市が実施する宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策に協力する責務を有する。
２　　市民は、建築物を建築しようとするときは、当該建築物の敷地に雨水浸透施設を設置するよう努めるものとする。
３　　市民は、既存の建築物の敷地に設置されている雨水を排水するための施設を改修しようとするときは、改修後の当該施設が別表に定める技術指針（以下「技術指針」という。）に適合するよう努めるものとする。
４　　市民は、雨水の有効利用を図るため、雨水小型貯留施設を設置するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、市が実施する宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策に協力する責務を有する。

（雨水排水計画の届出）
第６条　建築主は、建築物を建築しようとするときは、技術指針に適合するように当該建築物の雨水の排水の計画（以下「雨水排水計画」という。）を定め、規則で定めるところにより、市長にこれを届け出なければならない。
２　　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定は、適用しない。
（１）　建築主が増築、改築、又は移転をしようとする建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である場合
（２）　建築主が増築しようとする建築物の敷地に設置している雨水浸透施設が当該建築物の増築後の雨水排水計画に係る技術指針に適合している場合
（３）　建築主が建築しようとする建築物の敷地が市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号）第５条第１項に規定する条例適用事業に係る同条例第２条第１項第４号に規定する事業区域内にあり、かつ、同条例別表第５に規定する雨水貯留施設及び雨水浸透施設が同表の基準に従い整備されている場合
（４）　建築主が建築しようとする建築物の敷地が崩壊するおそれのある急傾斜地、地下水の水位がおおむね地表面から130センチメートル以下である場所その他市長が雨水浸透施設を設置することが不適当と認める場所に

ある場合
３　　第１項の規定による届出（以下「計画の届出」という。）は、法第６条第１項若しくは法第６条の２第１項に規定する確認の申請後又は法第18条第２項に規定する通知後速やかに行うものとする。

（指導及び助言）
第７条　市長は、計画の届出があった場合において、当該計画の届出に係る雨水排水計画が技術指針に適合しないと認めるときは、当該計画の届出に係る建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（雨水排水計画の内容の変更の届出）
第８条　建築主は、計画の届出をした時から当該計画の届出に係る建築物の工事が完了する時までの間に、当該計画の届出に係る雨水排水計画の内容を変更しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
２　　第６条第２項及び前条の規定は、前項の規定による届出に係る変更後の雨水排水計画について準用する。

（計画の届出に係る建築の廃止等の届出）
第９条　建築主は、計画の届出をした後、当該計画の届出に係る建築を廃止し、若しくは中止したとき、又は中止した当該計画の届出に係る建築を再開したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（地位の承継）
第10条　計画の届出をした建築主の相続人、合併又は分割により設立される法人その他の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、当該建築主が行う建築行為の全部を承継する法人に限る。）であって、被承継人が有していた当該届出に基づく地位を承継したものは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
２　建築主から計画の届出をした雨水排水計画に係る建築物の敷地の所有権その他当該雨水排水計画に係る建築の施行に必要な権原を取得した者は、当該建築主が有していた当該計画の届出に基づく地位を承継することができる。この場合において、当該地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）
第11条　計画の届出をした建築主は、当該計画の届出に係る建築物の建築の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の検査等）
第12条　市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る雨水排水計画に基づく雨水浸透施設の設置の工事について完了の検査を行い、その結果を当該届出をした建築主に通知するものとする。
２　　市長は、前項に規定する検査の結果、雨水浸透施設が技術指針に適合していると認めるときは、前条の規定による届出をした建築主に対し、その旨を記した適合証を交付するものとする。
３　　市長は、第１項に規定する検査の結果、当該検査に係る雨水浸透施設の設置の状況が技術指針に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出に係る建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（維持管理）
第13条　前条第２項の規定により技術指針に適合していると認められた雨水浸透施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水浸透施設を適切に維持管理するよう努めなければならない。

（報告等）
第14条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築主に対し、雨水浸透施設の設置の状況その他の事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（助成）
第15条　市は、既存の建築物に設置された雨水を排水するための施設について技術指針に適合するよう改修する者に対し、助成金を交付するものとする。
２　　市は、雨水小型貯留施設を設置する者に対し、助成金を交付するものとする。

（委任）
第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）

１　　この条例は、平成17年７月１日から施行する。

（経過措置）
２　　第６条から第14条までの規定は、平成17年７月１日以後に法第６条第１項若しくは法第６条の２第１項に規定する確認の申請又は法第18条第２項に規定する通知をした者について適用する。

附則（平成21年３月23日条例第11号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成21年７月１日から施行する。

別表（第４条関係）
雨水排水計画は、雨水を排水するための施設の一部を雨水浸透施設とするように定めるものとし、当該雨水浸透施設の設置の基準等は、次のとおりとする。
１　設置の基準
（１）　建築物の屋根等に降った雨水を排水するための施設を設置する場合　建築物の建築面積38平方メートルまでごとに雨水浸透桝を１個以上設置すること。ただし、雨水浸透桝に代えて、雨水浸透トレンチ、雨水浸透側溝その他の雨水浸透施設を設置する場合は、雨水を地下へ浸透させる能力について、当該雨水浸透桝と同等以上であると市長が認める雨水浸透施設を設置すること。
（２）　駐車場、道、通路等を舗装する場合　透水性舗装とすること。
２　　設置の位置　雨水浸透施設は、建築物の敷地の場所及びその周辺の地形、地質、地下水位等を考慮し、建築物の敷地において雨水の地下への浸透が最も効率的にされる位置に設置すること。
３　　その他　第１項第１号の雨水浸透桝の構造その他雨水浸透施設に関する技術的細目については、市長が別に定める。